

9 その他

- (1) 奨学生は、他の奨学金と併用することが出来る。
- (2) 本奨学金については、返済の義務を課さない。
- (3) 提出書類に関しては、奨学金の可否に関わらず返却はしない。

10 問合せ先

公益財団法人山新育英財団

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 2292 番地 (株式会社山新本社内)

電話番号 029-305-0030 事務局 大曾根まで